

要　　請　　書

令和元年11月11日

全國土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会

要　請　書

全国の農村では、都市に先駆け高齢化や人口減少が進んでおり、農業従事者の高齢化、減少等により、農地、農業用水等の管理や営農の継続が困難になるなど、様々な影響をもたらすことが危惧される。

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくためには、農地の集積・集約、大区画化、汎用化等の農地整備や将来を見越した適時適切な農業水利施設等の維持・更新が必要となっている。

加えて、全国各地でため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、昨年の北海道胆振東部地震や、本年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害、さらに台風第十九号などに代表されるように、大規模地震や気候変動による豪雨災害が多発しており、国民の生命と財産を守るためにも、ため池等の耐震化や洪水被害防止対策などの農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靭化が重要な課題となっている。

水土里ネットには、力強い農業の実現等を通じた食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を發揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務があることから、水土里ネットが有する技術、経験、水土里情報システムなど持てる能力を最大限に発揮するため、その体制強化の推進が喫緊の課題となっている。

このような中、平成二十九年度、三十年度に二年連続で土地改良法が改正され、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めるないほ場整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業等が創設されるとともに、土地改良区の運営基盤の強化を図る見直しが講じられた。加えて、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が本年七月から施行されたところである。さらに、農林水産省では「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けた審議が始まっており、新しい時代が到来する中で目指すべき施策の方向性が議論されていくことになる。

また、土地改良関係予算は、「闘う土地改良」の旗印の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、平成三十年度補正予算、平成三十一年度当初予算及び臨時・特別の措置を含め、六千四百五十一億円を確保し、現場のニーズに応えられるようになった。引き続き、安定的・計画的な事業実施のために、現場のニーズに応えられる規模の予算の確保が必要である。

水土里ネットは、農業・農村、更には、我々自身が抱える課題をも直視し、国が示した農政の展開方向を踏まえ、女性の能力も活用しつつ積極的な貢献を果たしていく覚悟である。

このため全国の水土里ネットは、これまで培ってきた経験と技術を活用し、「闘う土地改良」のスローガンの下、次の事項の実現を国に強く要請する。

記

- 一 農林水産業は国の基であり、土地改良はその根幹を成すものである。土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、令和二年度予算について、現場のニーズに応えられるよう、必要な予算を確保すること。
- 二 今般の台風第十九号をはじめとした、近年の大規模災害からの復旧・復興を早急かつ加速度的に進めること。その際は、原形復旧に止まらず、再度災害防止のための措置についても、必要に応じて講じること。
- 三 農業の競争力強化の実現のため、野菜等の高収益作物の導入や、農地集積・集約化を促す農地の大区画化・汎用化と水田の畑地化をより一層推進すること。
- 四 農村地域の国土強靭化の実現のため、老朽化した農業水利施設の長寿命化及び豪雨・耐震化対策等をより一層推進すること。
特に、防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策について、令和二年度で確実に完了するよう、十分な予算措置を講じるとともに、令和三年度以降の対策について、必要な検討を行うこと。
- 五 本年四月に施行された改正土地改良法の適切な運用を図るため、その普及啓発に努めるとともに、土地改良区や組合員の声に真摯に耳を傾け、複式簿記の導入など土地改良区の運営基盤の強化に対する支援を推進すること。
- 六 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」について、引き続き、広く国民に向けてその周知を図るとともに、現場の実態をよく踏まえた上で、必要となる財政的支援等を講じること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博

副会長 高貝 久遠

副会長 義經 賢二

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道 会長 尾田 則幸

青森県 会長 野上 憲幸

岩手県 会長 小田島峰雄

宮城県 会長 伊藤 康志

秋田県 会長 高貝 久遠

山形県 会長 佐貝 全健

福島県 会長 車田 次夫

茨城県 会長 葉梨 衛

栃木県 会長 大久保壽夫

群馬県 会長 熊川 栄

埼玉県 会長 三ツ林裕己

千葉県 会長 林 和雄

東京都 会長 山下 奉也

神奈川県 会長 間宮 恒行

山梨県 会長 田辺 篤

長野県 会長 藤原 忠彦

静岡県 会長 伊東 真英

新潟県 会長 三富 佳一

富山県 会長 堂故 茂

石川県 会長 西村 徹

福井県 会長 山崎 正昭

岐阜県 会長 藤原 勉

愛知県 会長 中野 治美

三重県 会長 龜井 利克

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

徳島県

香川県

愛媛県

高知県

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

会長 家森 茂樹

会長 藤原 秀夫

会長 若林 主治

会長職務代理者

副会長 井上 英俊

会長 奥野 信亮

会長 二階 俊博

会長 榎本 武利

会長 長岡 秀人

会長 石井 正弘

会長 木山 耕三

会長 北村 経夫

会長職務代理者

副会長 近藤 操

会長 大山 茂樹

会長 篠原 実

会長 桑名 龍吾

会長 新川 久三

会長 田島 健一

会長 古川隆三郎

会長 荒木 泰臣

会長 義經 賢二

会長 丸目 賢一

会長 永吉 弘行

会長 古謝 景春